

複合市民施設に関する調査特別委員長報告

任期中最後の定例会議にあたり、複合市民施設に関する調査特別委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当特別委員会は、令和元年9月に「新庁舎西棟建設調査特別委員会」として設置され、持続可能な庁舎に関することについて調査を行ってまいりました。

令和3年8月には、「複合市民施設に関する調査特別委員会」へ名称を変更するとともに、建設される施設が市民にとってより使いやすいものとなるよう（仮称）市民センターの管理運営手法に関する調査の件を調査事項に加え、新たな体制で調査を行い、当局より工事の進捗や管理運営に関する考え方を確認するとともに、本体建築工事などの工事請負契約の件や令和5年度予算など関連する議案について慎重に審査をしてまいりました。

さらには、議会フロアで使用する備品についての協議や本市と同じ中核市で、令和3年5月に開庁した新しい庁舎である岐阜市、市立図書館との連携によるレファレンスサービスや議会図書室内で有料の情報検索サービスを備えるなど先駆的な取り組みを行っていた岡崎市、議会図書室の市民利用に積極的な甲府市への行政視察を実施するなど議会図書室をより有効に活用するための調査を実施しましたので、その経過並びに結果についてご報告いたします。

令和4年9月定例会議では、本体建築工事など4件の工事請負契約の議案が提出され、慎重な審査を行い、本会議での議決を経て着工いたしました。

その後、令和5年3月定例会議では、令和4年度の一般会計補正予算として立体駐車場の計画変更に伴う全体事業費の約4億円の増額や当委員会が所管する令和5年度一般会計予算などを審査いたしました。

その際の説明では、すでに資材高騰の影響が見られ、今後も上昇傾向が続く

想定であるとのことでありました。

さらに、本定例会議では、立体駐車場工事における工事請負契約の議案について審査を行いました。

次に、議会フロアで使用する備品についてであります。現在使用しているものを引き続き利用することを基本とし、そのうえで、現在の9階会議室の机、イスは、フレキシブルな利用にはそぐわないため、機能面を考慮し、継続利用しないことなどの方針を決定いたしました。

次に、議会図書室についてであります。議会図書室は、地方自治法で各議会において設置しなければならないとされており、本市議会においても基本条例で、「議員の調査研究に資するため、図書の充実を図るとともに議会図書室を適正に管理し、及び運営し、その機能の強化に努めるものとする」と定めております。

しかし、現在の庁舎では、議会図書室も議場などと同様、仮で設置されている状態のため、新たに（仮称）市民センター内へ設置されることを機に、基本条例にあるとおり機能の強化に努める必要があります。そのためにこれまで調査を行った管理運営面と調査研究力向上のための取組、市民利用の3点の視点からご報告いたします。

はじめに、管理運営面に関しては、蔵書のうち一般図書については、適切な分類法により配架するとともに、市当局の各種資料については、部局ごとに整理するなど適切な運用を行うことが重要であります。

一方、公立図書館のレファレンスサービスを利用するなど、調査研究に資する機能の拡充を図ることができれば、議会図書室単独で必要以上の蔵書の整備を図る必要性は低くなると考えられます。

これらを踏まえ（仮称）市民センターの竣工前には、管理運営規定の策定と

それを基本とする蔵書の購入、管理の基準を整備することが必要であります。

2点目に、調査研究力向上のための取組としては、先ほど述べたとおり、岡崎市では公立図書館と連携し、司書によるレファレンスサービスにより、より良い図書や資料を精選し、貸し出しを受けることが可能となっております。

図書館法においても、図書館は図書館奉仕のため、議会に附置する図書室とも緊密に連絡、協力し、資料の相互貸借を行うことと定められており、本市議会においても公立図書館との連携体制を構築し、(仮称)市民センターにおける議会図書室の蔵書の配置、管理体制においても、開館前から公立図書館の助言、協力を得ることが望ましく、早期に公立図書館との連携を開始すべきであります。

また、議会図書室に関しては、東日本大震災以前に西棟としての整備が予定されていた平成18年9月の特別委員長報告で、パソコンなどを備えた実用的な閲覧スペースを設けるべきとしておりました。現在は、議員全員にタブレット端末が貸与されており、市立図書館においても電子図書館サービスがスタートし、ICTを活用した環境が整いつつあることから、タブレット端末を含めたICTの活用について、今後も引き続き検討していく必要があります。

3点目に、市民利用に関しては、先に述べた平成18年の特別委員長報告では、一般の利用に供することができるものとするとしており、この報告のとおり市民の皆様にご利用いただくため、先ほど申し上げた管理運営規定により適切な管理を行うことが必要であります。

ただし、視察先など他市の事例をみても、市民利用は非常に少ない状況にあります。そうしたことから、議会図書室は、議員の調査研究のためであるという本質を第一に考えた整備を行い、そのうえで、市民の方の利用にも対応可能な体制を整えておくべきであります。

(仮称)市民センターの建設が始まり、施設の管理運営方法についても輪郭が見えてまいりました。完成後、多くの市民の方に満足して利用いただけるようになるまでには、まだ多くの課題があり、建設工事の進捗にあわせ、管理運営面の検討も引き続き丁寧に行われることを望むものであります。

最後に、当特別委員会の調査に対し、ご協力いただきました皆様に対し厚く御礼を申し上げます。昨年末の地方制度調査会の答申においても、今後議会の役割がより重要となると述べられており、我々議会がその役割を果たすため、議会関連施設を有効活用して積極的に調査研究を行い、市民生活の向上につなげるのが重要となってまいります。

また、(仮称)市民センターを市民に最大限活用される施設とするためにも、名称や愛称の決定など管理運営面を含めた施設整備や工事の進捗を確認していくことが重要であるため、今後もさらなる調査が必要であることを申し添え、特別委員長報告といたします。